

世田谷区公告第48号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

世田谷区長 保坂展人

1 組合の名称

北烏山みむねマンション建替組合

2 建替前マンションの名称及びその敷地の区域

北烏山みむね

東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び1188番8

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8の一部及び1188番45

4 事業施行期間

マンション再生組合設立認可公告の日から令和12年9月まで

5 事務所の所在地

東京都世田谷区北烏山二丁目3番11烏山北住宅11号棟108号

6 設立認可の年月日

令和8年5月7日

7 変更内容

組合の名称を「北烏山みむねマンション再生組合」に変更する。

8 定款の変更の認可の年月日

令和8年6月19日